

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所（現在は、C社D工場）における申立期間①に係る資格取得日（昭和43年8月21日）の記録を昭和43年7月21日に訂正することが、また、申立期間②に係る資格喪失日（昭和48年2月21日）及び資格取得日（昭和48年3月21日）の記録を取り消すことが必要であり、標準報酬月額については、昭和43年7月は2万4,000円、48年2月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については明らかでない認められ、申立期間②については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月21日から同年8月21日まで
② 昭和48年2月21日から同年3月21日まで

昭和42年3月27日から現在までA社及びそのグループ会社に継続して勤務しているので、未加入とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る雇用保険及びA社が加入する健康保険組合における健康保険の加入記録並びに同社から提出された申立人に係る従業員カードの記録から、申立人は同社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和43年7月21日にA社E室から同社F作業所に異動。48年2月21日に同社F作業所から同社G事業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人のA社F作業所及び同社G事業所に勤務していた期間は、申立期間①及び②を除き同社B出張所において厚生年金保険被保険者となっていることが認められることから、申立期間①及び②についても同社B出張所において厚生年金保険被保険者とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録（A社B出張所における昭和43年8月及び48年3月の標準報酬月額）から、昭和43年7月を2万4,000円、48年2月を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間②については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月1日、資格喪失日が13年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月31日から同年11月1日まで
A社を平成13年10月31日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同日となっているので、同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月1日、資格喪失日が13年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社の事業主の回答、申立人が所持する給与明細書及び同事業所が保管する「給与統計表」から、申立人は、同事業所に平成13年10月31日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及びA社に係る平成13年9月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失に係る

届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 13 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年3月21日まで
昭和45年11月1日からA事業所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚3人の証言及び申立てに係る事業所が保管する経歴報告書から、申立人は申立期間について、申立てに係る事業所で勤務していたことが確認できる。

また、上記同僚3人は「試用期間は無かった。」と証言している上、申立てに係る事業所の事業主は、採用と同時に厚生年金保険の加入の届出を行い、厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における資格取得時（昭和46年3月）のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、当時の関係書類については、保存期間の経過により確認できないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1572 (事案 315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

申立期間についてはA社(現在は、B社)に勤務しており、C社における厚生年金保険の被保険者記録(昭和51年1月31日から同年4月29日まで)は誤りであるとして記録の訂正を求めたが、認められなかった。

この度、A社における同僚(当時)の名前を新たに思い出したので、同僚から事情を聞いて申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い、ii) 申立人が申立てに係る事業所に一緒に勤務していたと主張している上司及び同僚は、「申立人は私が入社(昭和50年7月及び同年8月頃)した後に入社してきた。」と証言している、iii) 申立人の同事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てに係る事業所の同僚の名前を複数名挙げているが、このうち新たに事情聴取できた5人からは、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない上、このうちの一人(昭和50年10月入社)は、「申立人は、私よりも数か月遅れて入社してきた。」と証言している。

一方、被保険者期間が申立期間の一部と重複するC社における厚生年金保険の被保険者記録(昭和51年1月31日から同年4月29日まで)について、申立人は、同事業所には、申立てに係る事業所を退職した昭和56年3月以降に勤務したと主張するが、今回新たに聴取したC社の従業員(当時)は、「C社はD販売等を行う事業所であったが、昭和51年に倒産した。」と証言している上、オンライン記録から、同事業所は同年4月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。また、申立人に係る同事業所の厚生年金

保険被保険者原票には、申立人の長男（昭和 51 年*月*日出生れ）に係る出産給付が記録されている上、遡って訂正しているなどの形跡も無く、同記録に不自然な点は見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1573 (事案 973 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
② 昭和 40 年 8 月頃から同年 10 月頃まで
③ 昭和 40 年 10 月頃から同年 12 月頃まで

昭和 40 年 2 月頃から 41 年 10 月頃までの期間に、A 社、B 社及び C 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

上記期間のうち、昭和 40 年 1 月 26 日から同年 4 月 20 日まではこれらとは別の D 社に勤務していたことを思い出し、これにより A 社及び B 社に勤務していた期間についても当初の申立てに誤りがあることが分かり、再度それぞれを申立期間②及び③に訂正して申し立てるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) A 社は既に解散しており、関係資料は残っていない上、連絡先が判明した同僚(当時)は、申立人のことを覚えておらず、同事業所における申立人の勤務実態(勤務期間、職務内容等)が確認できない、ii) B 社の従業員(当時)から、申立人が同事業所に勤務していたとの証言は得られたが、その時期は特定できず、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である上、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の加入記録も無い、iii) C 事業所は、申立人が勤務していたと主張する場所及びその周辺には厚生年金保険の適用事業所としては存在しておらず、同事業所を特定することができない、iv) 申立てに係る事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、当初の申立期間のうち、昭和 40 年 1 月 26 日から同年

4月20日まで（申立期間①）はD社に勤務していたことを思い出し、これにより、A社の勤務期間は昭和40年8月頃から同年10月頃まで（申立期間②）、B社の勤務期間は同年10月頃から同年12月頃まで（申立期間③）の誤りであったとして再度申し立てている。

- 3 しかしながら、申立期間①に係るD社について、申立人が勤務していたと主張するE区には、「D」及びその類似する名称での商業登記は確認できず、また、F区において確認できた同一名称の事業所は、昭和51年2月14日に設立登記され、同年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっている上、申立人が名前を挙げた事業主（当時）も当該事業所の役員として確認できず、申立てに係る事業所を特定することができない。
- 4 申立期間②に係るA社及び申立期間③に係るB社について、それぞれにおいて勤務したとする期間が当初の申立期間とは変更になった点を除き、新たな事情の申立ては認められないところ、今回、当初の申立てにおいて回答の得られなかった同僚に再度照会したが、申立人の上記事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は確認できなかった。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 11 日から 39 年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 39 年 8 月 1 日となっているが、その前に勤務していたB社在職中に求職活動を行い、同社退職後にすぐにA社に就職して派遣先の百貨店に勤務したので、同社における資格取得日をB社における資格喪失日である 38 年 10 月 11 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の当時の営業担当者（申立人が派遣されていたとする百貨店を担当）の証言から、同事業所の社員が百貨店に派遣されていたことは確認できるが、同担当者も派遣者の氏名及び派遣期間については記憶していない上、申立てに係る事業所における申立人の健康保険整理番号の前後 5 人（計 10 人）のうち、連絡先が確認できた 7 人に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立てに係る事業所は、申立期間当時の資料は残していない旨回答している上、事業主（当時）は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1577 (事案 1098 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年6月1日まで

昭和29年4月から30年8月までA社B工場(現在は、C社)に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が同年6月1日から同年8月11日までしかないため記録の訂正を求めたが、認められなかった。

しかし、現在の年金記録は、平成20年3月31日に社会保険事務所(当時)の窓口で説明を受けた年金記録と期間が異なっており、オンライン記録が改ざんされていると思う。

また、その説明を受けた際に私が社会保険事務所に提出した「年金加入記録照会票」の勤務期間を記入する欄(以下「勤務期間欄」という。)も、現在の年金記録を肯定するような期間に改ざんされていると思う。

これらの改ざんが行われたこと自体が、申立期間に私の年金記録があることを物語っており、現在の年金記録に納得できない。

今回、新たに「年金加入記録照会票」(写)を提出するので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 勤務期間を特定できないこと、ii) 申立てに係る事業所及び元従業員から申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び証言を得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立人のオンライン記録及び申立人が社会保険事務所に提出した「年金加入記録照会票」が改ざんされていると主張し、再度、記録の訂正を申し立てている。

- 2 申立人のオンライン記録によれば、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和30年6月1日から同年8月11日までとさ

れている。

このことについて、申立人は、平成 20 年 3 月 31 日に社会保険事務所の窓口で、自身と同姓同名の者が昭和 29 年 4 月から 2 か月程度 D 県で働いていた年金記録がある旨の説明を受けたと記憶していることから、その年金記録と現在の年金記録（昭和 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 11 日まで）では期間が異なっており、オンライン記録が改ざんされていると主張している。

しかしながら、申立期間当時に作成された申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者期間は昭和 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 11 日までと記載され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険の記号番号払出簿から、申立人の番号は昭和 30 年 6 月 17 日付けで払い出されていることが確認できる上、被保険者資格の取得日は「6・1」と記載されており、オンライン記録と一致している。

これらのことから、申立人の年金記録は、従前より現在の記録（昭和 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 11 日まで）で管理されていたと考えられ、申立人に対して年金記録の説明がなされた後にオンライン記録が改ざんされたとは考え難い。

- 3 申立人が新たに提出した「年金加入記録照会票」（写）には、申立てに係る事業所の勤務期間欄に昭和 30 年 5 月頃から 31 年 5 月までと記入されていること、及び平成 20 年 3 月 31 日に当該書類を社会保険事務所が受け付けたことを意味する受付印が押されていることが確認できる。勤務期間欄は、年金記録に漏れ又は誤りがあると考えられる者が勤務したと記憶している期間を記入する欄であり、平成 20 年 3 月 31 日は申立人が社会保険事務所の窓口で年金記録について説明を受けた日である。

このことについて、申立人は、自身が平成 20 年 3 月 31 日に提出した書類であることは認めているものの、昭和 29 年 4 月から 2 か月程度の年金記録がある旨の説明を受けた当日に勤務期間を 30 年 5 月頃から 31 年 5 月までと記入するはずはなく、社会保険事務所の職員が勤務期間欄の上から紙を貼り付けて改ざんしたものであると主張している。

しかしながら、申立人が社会保険事務所へ提出した「年金加入記録照会票」の原本を確認しても申立人が主張するような不自然さはなく、改ざんされた形跡は見当たらない。

また、申立人に確認しても自身が勤務期間欄にどのように記入したかについては記憶していない。

これらのことから、申立人が提出した「年金加入記録照会票」（写）は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から平成 2 年 5 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤めていた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の金額よりも 10 万円くらい低く記録されている。
今回、一部の期間の明細書や源泉徴収票等の書類を発見し、同書類から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていると考えられるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 今回、申立人が提出した 6 月分及び 8 月分から 11 月分の明細書には、支給された月の記載はあるものの支給された年についての記載が無い。このことについて、申立人は、いずれも昭和 62 年に支給された給与に係るものである旨主張しているが、当該明細書に記載されている所得税額及び事業主の回答から、いずれも平成元年に支給された給与に係るものであると考えられる。

3 申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 61 年 11 月までの期間、62 年 12 月から平成元年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 12 月から 2 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は明細書等を保管しておらず、事業主は賃金台帳は汚損して提出できない旨を回答しているため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する源泉徴収票から確認できる

社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致することから不自然さはみられない。

さらに、申立期間のうち、平成元年6月及び同年8月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致又は下回ることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の給付に係る記録から、申立人の離職時賃金日額は9,167円であることが確認でき、退職前5か月間（平成元年12月から2年4月）の報酬月額の平均は26万7,232円と推認できることから、当該額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を下回ることが認められる。

以上のことから、いずれの期間においても当該記録を訂正する必要は認められない。

- 4 このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。